令和６年度

重点施策の概要

１．ニセコの自然環境を守る　１６ページ
２．みんなで学び合い、未来につなぐ　１９ページ
３．ニセコの経済を循環させる　２４ページ
４．安心・安全の暮らしやすさを高める　３１ページ
５．相互扶助のまちをつくる　４６ページ

１．ニセコの自然環境を守る

環境

（１）環境基本計画の推進について

令和５年度に作成した第３次ニセコ町環境基本計画（令和６年度～令和１７年度）では、その進行状況に関する評価を行っています。

この計画は、第２次計画と同じく「水環境のまちニセコ」を目指す環境像とし、４分野において、１８の施策を掲げています。

生活環境分野
①自然景観の保全・形成、まちの美化　②水・大気・騒音などの身近な環境の良好な維持　③廃棄物の適正な分別と処理等　④有害化学物質対策等の推進　⑤健康で質の高い生活環境・ライフスタイルの変革
自然環境分野
①水環境の保全・再生　②森林の保全・再生施策　③生物多様性の保全と野生生物との共存　④農地の保全　⑤自然環境資源の適正活用・理解促進
脱炭素・資源分野
①省エネルギーの推進　②再生可能エネルギーの活用　③次世代エネルギー技術の活用　④脱炭素まちづくりの推進　⑤気候変動対策
環境教育・情報分野
①環境教育・環境学習の充実　②環境情報の充実と適切な発信　③環境保全の体制構築

（２）水資源の保全について

地下水の枯渇や地盤沈下を防ぐため、町ではニセコ町地下水保全条例に基づき、地下水を採取するために井戸を掘削する場合は、あらかじめ許可又は届出の提出を求めています。

令和６年度の申請件数は１０件で、うち許可が３件、届出が７件となっています。

【許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量】

年度	件数	くみ上げ量	稼動日数（延べ）
令和２年度	8	２５２，８８７㎥	４，３８２日
令和３年度	9	２１２，１４９㎥	５，２３９日
令和４年度	9	２３４，４３６㎥	５，２８４日
令和５年度	8	３１６，０５５㎥	５，５４９日
令和６年度	１１	３６６，１５６㎥	６，４５９日

（３）脱炭素アクションプランに基づく取り組みについて

令和５年度に作成したニセコ町脱炭素アクションプラン（令和６年度～令和１５年度）では、２０５０年までにゼロカーボンを実現するため、６政策分野において１０年間で取組む具体的なアクションプランを策定しています。

６政策分野
①建物　②移動・輸送　③事業活動　④エネルギー　⑤人材育成　⑥町外事業者による再エネを町内で活用

（４）ＳＤＧｓの取組について

ＳＤＧｓとは、「持続可能な開発目標」として、２０１５年９月の国連サミットで１５０を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致採択された『持続可能な開発のための２０３０アジェンダ』（行動計画）にて記載された、２０１６年から２０３０年までの国際目標です。

ニセコ町は、平成３０年６月に国から「ＳＤＧｓモデル都市」の選定を受け、同年８月に「第１期ＳＤＧｓ未来都市計画」を策定しました。これに基づき、住宅不足や働き手不足の解消、エネルギーの有効活用などを目指して、「ＮＩＳＥＫＯ生活・モデル地区(ニセコミライ)構築事業」に取り組んでいます。この事業は市街地近郊でエネルギー、景観、自治活動などに配慮した街区整備を行うもので、令和２年７月に地域事業者、クラブヴォーバン、ニセコ町が出資した「株式会社ニセコまち」が主体となって進めています。ニセコ町が世界に誇る持続可能なまちとして価値を高め、検証・深化を加え、他地域への横展開を進めていきます。

ＳＤＧｓ未来都市
ＳＤＧｓの達成に向けた取り組み・提案を行う自治体を国が選定するもので、平成３０年６月に内閣府より選定を受けました。ＳＤＧｓ未来都市の取り組みについて、国の支援を得ながらモデルとして普及展開を図り、「持続可能なまちづくり」の実現を図っていくものです。

（５）住環境の整備促進

①環境負荷低減モデル集合住宅整備促進事業

民間賃貸住宅の性能向上を図ることにより、環境負荷低減と生活の質を向上するため、一定の性能基準を満たした民間賃貸住宅に対する補助制度を平成３０年度に創設しました。令和６年度の実績はありません。

②住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図っています。令和６年については、１件の実績がありました。

リゾート開発

（１）準都市計画区域の景観の保全

ニセコアンヌプリ山麓地域を中心に土地取引が行われ、無秩序な開発の進行などによる住環境の悪化が懸念されたことから、平成２１年３月に準都市計画を策定しています。土地利用を規制・誘導し秩序ある土地開発と環境保全を図るため、制度の適正化に努めています。また、令和５年度においては建築ガイドラインを作成し、準都市計画区域を

含む町内全域おいて、さらなる規制を強化し開発の乱立を抑制する。令和６年度の開発行為は３件、建築物等４１件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているかなど審査を行っています。

（２）土地利用・空き屋対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、１万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。令和６年度の届出は２６件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。令和６年度は、空き家廃屋４件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家の管理体制を整えています。

２．みんなで学び合い、未来につなぐ

子育て支援

（1）子育て支援の推進

子どもたちの笑顔が輝くまちを目指し、令和６年度は「第２期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」（令和２年度～令和６年度：５ヵ年最終年）に基づき、子育て支援策を総合的に推進しました。また、令和７年度から５年間の次期計画となる「第３期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」について、子育て世代の町民のみなさまのご意見を反映しながら策定作業を行いました。

子育て支援センター「おひさま」では、地域の子育てを支え、子育て世代のコミュニケーションの場、安心してゆとりある子育てができる環境づくりの拠点として、保育室の自由開放、子育ての相談や情報提供、各種講座などを実施するとともに、一時預かり保育や休日保育事業など、子育て中の家庭への支援を行いました。

令和４年度から開始したファミリーサポートセンター事業については、多様な保育ニーズに対応するため、サポーター及び利用者も拡大し、地域全体で支え合いながら、安心して子育てができる環境の整備を行いました。

また、子育て支援に取り組むＮＰＯ法人と連携し、ゴールデンウィークと年末年始の長期休暇中の保育事業を実施し、切れ目のない保育の提供を行ったほか、冬期間でも屋内で体を動かして遊べるキッズパーク事業を、今年はじめて有島記念館内で実施し、よりよい環境での子どもの居場所づくりの充実にも努めました。

小学生の子どもが放課後に安心・安全に過ごす居場所として、ニセコこども館では、放課後に保育が必要な小学生の受け入れを行ったほか、保育が必要ではない子どもたちでも通える居場所として放課後こども教室を開設しました。また、ＮＰＯや地域おこし協力隊と連携したいわゆる「子ども食堂」開催の支援や、任意団体による新たな取り組みとして「放課後探求室」の開催を支援し、官民連携して子どもの居場所づくりに取り組みました。

（2）幼児教育・保育の推進

幼児センターでは、乳幼児期の子どもたちが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域と連携しながら保育・幼児教育の総合的な提供を行っています。令和６年度においても、子ども一人ひとりの健やかな発達成長を支えられるよう、安全安心に利用できるセンターの運営に努めました。

幼児教育・保育の面では、保育業務支援ツールの機能活用を拡大し、タブレットを導入するなど、さらなる利便性向上をはかりました。また、保育士の指導力向上のための研修実施、ＡＬＴと連携した英語とのふれあいや地域参観日への参加などによる小学校との連携などを行い、幼児教育・保育の質向上にも取り組みました。同時に、不足する保育人材確保のためにも、保育士に特化した転職フェアへの参加や求人サイト、新聞など採用情報の発信を行い、保育士の採用にもつなげるなど、より多くの子育て世代が幼

児センターを利用できるよう、保育態勢維持のための取り組みを積極的に行いました。
また、令和５年度に設置したエアコンに合わせ、猛暑対策として日当たりのよい教室に、屋外シェードを設置、また屋根の防水更新工事を行い、さらなる保育環境の維持向上に努めました。

教育・文化・スポーツ

（1）「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、ニセコ町教育振興基本計画に基づき、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方針として９つの目標を定め、２５施策に取り組んでいます。

令和６年度も、「ニセコスタイルの教育」の推進を柱とし、地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール活動の参画を得ながら「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みました。

（2）義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いＰＤＣＡサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、全国体力・運動能力調査などの結果を活用し、体力づくりや運動習慣の定着に努めるとともに、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導など取り組みました。

「確かな学力の育成」では、全国学力・学習状況調査に参加し課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、教職員定数加配などの制度を活用し、主体的・対話的な深い学びの視点による授業改善やＩＣＴ機器の活用と情報活用能力の育成に取り組みました。特別支援教育では、町単独の予算措置による特別支援講師を配置し、学校全体での指導充実に努めました。

（3）町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高等学校では、町立高校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めてきました。しかしながら、入学する生徒数は定員割れの状況が続いていたことから、高校が生徒や保護者さらには地域にとって、より魅力ある学校にしていくため、令和４年度からニセコ高等学校魅力化検討委員会を設置し将来に繋がるニセコ高校の有様を検討してきました。

その協議のなか全日制課程総合学科特例２間口（定員７０名）の学校を新設することとし、北海道教育委員会の令和８年度の公立高等学校配置計画に掲載を依頼し、新しい高校の設置が決定しました。

また、生徒を広く募集するめるために令和５年度から地域みらい留学に参加し生徒の全国募集を行いました。その結果、令和６年度、令和７年度に道外からそれぞれ１１人

の生徒が入学しました。一方、道外や道内で入寮を希望する生徒への対応策として令和６年度には臨時寮を整備し本年４月から供用を開始しています。
また、令和８年度からの定員増に伴う通学できない生徒たちのための新寮の設計を行い令和７年度に建設工事を進めています。

（４）その他の学校教育施策
児童生徒の安全確保については、交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、防犯模擬訓練、各種防災訓練の実施などに取り組みました。また、児童生徒の安全に配慮しながらスクールバスの効率的な運行にも努め、一部路線でデマンドバス活用し、乗車時間の短縮や運行費用の削減に取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導支援に努めました。

（５）学校施設等の維持整備
学校施設の維持管理、整備として、夏の暑さ対策として幼児センターに続き、小中学校の普通教室や特別支援学級の教室にエアコンを整備し、児童生徒の学習環境の改善を行いました。また、ニセコ中学校体育館の照明をＬＥＤ化したほか、各学校施設、設備について不具合の修繕や教材備品の整備、ＩＣＴ端末の維持管理などを適切な教育環境の維持に努めました。

（６）小中学生まちづくり委員会、子ども議会
令和３年度から教育委員会内に子育てに関する施策に一元的に対応する部署として「こども未来課」を設置し、日本ユニセフ協会が提唱している子どもにやさしいまちづくり事業（ＣＦＣＩ）にも参画しながら、町全体の子どもによるまちづくりの施策に取り組んでいます。令和６年度の小・中学生まちづくり委員会では、首都圏の大学が協力のもと、最新のゲームソフトを活用して、楽しみながらニセコの未来の遊び場・学び場を考え、仮想空間の中に創りあげることができました。また札幌圏の大学やテレビ局、地域住民と連携して、福井地区の防災マップ作りを行いました。それらの活動を生かし、子ども議会では一般質問や活動発表を行うなど、子どもたちの目線に立ち、工夫を凝らしながらまちづくりへの参加を実践しました。

（７）学校給食の充実
学校給食センターでは、おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努め、小学校から高等学校までの児童生徒、教職員等に対し年間約１１０，３００食（１日当たり約５７０食）の給食を提供しました。
給食で使用する食材については、ニセコ町産の食材のほか道内産、国内産の食材を積極的に活用しました。

施設面では、学校給食の確実な提供を図るため、衛生管理や安全確保の徹底を図るほか、設備や調理場の機器の点検の定期的な実施により、劣化による部品交換の修理などの維持管理に努めました。

また、耐用年数を経過している調理機械の計画的な更新として、スチームコンベクションオーブン１台、立体炊飯器３台、厨芥処理機１台、洗米機１台の入れ替えを行いました。

学校給食費は、保護者の負担軽減を図るため、食材費が高騰するなかでも学校給食費の１食単価の前年度据置きを継続するとともに、小学校から高等学校までに２人以上の児童生徒が在学している家庭に対して、第２子以降の学校給食費の免除を実施しました。

（８）青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的かつ自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。令和６年度は、第７期ニセコ町社会教育中期計画に基づき社会教育事業を展開するとともに、社会教育委員により第８期社会教育中期計画の策定作業を進めました。

子育て支援体制の充実では、放課後の子どもたちが集い楽しめる場として、放課後子ども教室を５月から週２回実施し、子どもの居場所づくりや体験活動を行いました。

読書活動については、ＮＰＯ法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、ブックフェスティバルとして小学生を対象に道立図書館の支援を受けながら実施しました。町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「第３次ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき読書の習慣、読書環境の整備を引き続き進めています。

多文化が交流する機会の充実としては、体験活動などを行うニセコみらいラボ事業を行うとともに、青少年交流事業として夏季には本町の児童２０人が滋賀県高島市（旧マキノ町）を訪問し、冬季には鹿児島県薩摩川内市の児童生徒の受け入れを行い相互交流を深めました。

高齢者教育の寿大学も毎月の学習会や研修旅行を実施しました。特に町内バスツアーでは、新しい発見もあったと学生から好評の企画となりました、

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、７月から８月には全国規模のデザイン展「TAKEO PEPAR SHOW」を開催し、3,000人を超える来場がありました。ニセコ駅前において一般公開している「ニセコ鉄道遺産群」も鉄道愛好者から好評を博し、秋の公開事業には多く来場者がありました。さらに冬期間には、ＮＰＯ法人と共催し「おはなしとあそびのくに（キッズパーク）」を開催し、多くの親子に有島記念館に足を運んでいただくことができました。有島記念公園やブックカフェ利用者を含め利用者総数は延べ８万人を超え、多くの来場者に対して有島武郎の足跡と精神世界の啓蒙を行うことができ、地域の歴史と文化の継承と発展に貢献し、広く芸術・文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒の作品展示や青少年芸術鑑賞会を開催し、芸術鑑賞の機会を提供をしまし

た。さらに、町民一人ひとりが自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会への支援などを行いました。

（9）気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティー活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

運動公園開幕スポーツ大会、全町ソフトボール大会、全町９人制バレーボール大会など町民参加のスポーツ行事のほか、ふれあい町民運動会や実行委員会で開催しているニセコマラソンフェスティバルを開催し、一部天候により中止もありましたが、多くの参加者がスポーツを楽しむことができました。

ニセコみらいラボ事業の一つとして実施している「ニセコチャレンジ」事業では、小学校５、６年生がニセコの自然の中での野外活動で日頃行うことが少ない企画として羊蹄山登山を実施し、一人ひとりが達成感や自信を持つ機会となりました。

また、北海道日本ハムファイターズベースボールアカデミーからコーチを招き、小中学生の野球技術指導を行いました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内スキー場３事業者のご協力と町からの助成金により、子どもたちがスキーリフトシーズン券を購入する時の保護者負担額を安価にし、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウインタースポーツを気軽に楽しめる環境づくりを進めました。こどもスキーフェスティバル（全町児童生徒スキー大会）は、児童生徒の輸送手段の確保ができず中止となりましたが、代替事業としてクロスカントリースキーの体験教室等を開催し、児童生徒がウインタースポーツに親しむ環境づくりに努めました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となる活動を行っています。

特に、積極的な少年団活動を支援するため、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援しています。

３．ニセコの経済を循環させる

農林業

（１）環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践を重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の適切な維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES！clean などの認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取り組みを支援しています。本年度も、町内の約９割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として、１０アール４００円に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、６０キロ２００円の補助を実施しました。加えて酒米のさらなる振興を図るため、６０キロ１，２００円の補助を継続実施しました。また、環境保全に根差した農業の確立のため、１団体(３戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

（２）収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。土づくり、輪作の一役を担っている緑肥作物奨励事業についても引続き取り組みました。また、新たな作物の作付けの推進や営農効率化のためスマート技術機械や農業機械導入への対応に、「農地利用効率化支援事業（融資主体型補助事業）」等を活用して、機械導入補助を実施しました。

（３）多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業」を継続し、地域住民を交えた町内８地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取り組みに対して町内３地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

（4）地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する「新規就農資金制度」や「農業次世代人材投資資金」の適正な給付、経営継承を行った農業後継者が活用できる「経営継承・発展等支援事業」の対応の他、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新を行いました。

（5）畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。

飼料高騰への対策として、畜産事業者に対し飼料や使用料の助成を行いました。また、堆肥センター、共進会場の維持管理を行い、特に老朽化が激しい堆肥センターについては、指定管理者のＪＡようていと連携し、管理運営をしています。

さらに、ＪＡようてい地域の関係者が連携して、地域全体で収益性の向上を図るための広域畜産クラスター協議会に参画し酪農事業者への支援を引き続き行っています。今後も畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興に努めます。

（6）農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。令和６年度も、ＪＡ水稲生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、ニセコ町産酒米を活用した「ニセコ蔵人衆」大吟醸及び純米酒２種をはじめ、「新米新酒」等の期間限定販売酒などにも取り組みました。また、ニセコ蒸留所開設の縁で八海醸造株式会社とも連携し、ニセコ町産米「彗星」を１００％使用した日本酒「蝦夷富士」吟醸・大吟醸２種を本年も販売し、酒米の里づくりを推進してきました。

このほか、６次産業化に向けたトライアル事業として、ニセコビュープラザ直売会と町内飲食業者の連携による、ニセコ町農産物を活用したメニュー開発と販売促進を実施しています。

今後も引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進していきます。

（7）林業の振興

一般民有林の森林整備を促進するため、森林組合と連携しながら「豊かな森づくり推進事業」により、森林所有者が計画的に伐採跡地などで行う植林に対して支援するとともに、町独自の除間伐奨励事業により、森林所有者が行う間伐に対して支援しました。

また、ニセコ町の森林や木材に興味や関心を持ってもらうため、木材や木製品とのふ

れあう機会を設ける木育イベント「NISEKO WOOD PARK」開催に対して支援しました。

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源かん養等の本来の森林機能を維持することと、適正な資源の循環利用や将来の財産形成を目的として実施しています。令和６年度は、町有林内の事業として間伐 16.48ha の実施のほか、桂台地区町有林の計画的な施業を行うための、北海道が実施する桂台地区林道測量業務に町負担分を支出しています。

（８）森林づくりの基本理念と方向性を示す森林ビジョン

森林資源を持続可能な形で地域経済の活性化・循環に結び付けていくため、令和３年度に策定した「ニセコ町森林ビジョン」において、「ニセコ共生循環の森林づくり」をテーマとして、その取組を①森林環境の整備・保全、②森林資源の利活用、③事業者の育成、④森林空間の活用、⑤情報の発信と参加を基本方針の５項目としています。

ビジョンを進めるため「株式会社ニセコ雪森考舎」への地域商社事業運営委託により、令和６年度は、木材・森林空間の活用サポート、ニセコ町の森林全般の付加価値化、町窓口利用者の利便性向上及び林務担当者不足を補完するため、林務の外部化に取り組みました。

（９）農業委員会委員の活動

令和６年度においては、総会を１１回開催し、農地法等の法令業務に基づき、農地の利用権設定や転用申請に係る審査及び許可等農地の利用調整を行いました。

業務の執行にあたっては、町農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、耕作放棄地の解消や農地転用事務の適正な執行など優良な農地を保全するための取り組みを行っています。また、令和７年度から変更される農業経営基盤強化促進法に対応するため、地域計画の策定を行いました。

これらの取組みについて、農業委員会としての活動計画を策定し、その点検と評価を行うなど「業務の見える化」に努めています。

（１０）国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

令和６年度は、区画整理工事に着手して１０年目となり、１０年間で１，４３６ｈａの工事を実施しました。事業完了の令和９年度までに残り５４ｈａを実施する予定です。引き続き、事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地・農業施設災害復旧についても、湿害対策や近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農業用水路等用地確定支援事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

商工観光業

（１）地域産業振興

令和６年度も新たな事業所等の開設が進みましたが、廃業などもあり、商工会の会員数は前年度末から増減なしの２２６名（３月末）となり、発足以来の会員数を維持しております。

新型コロナウイルス禍からの地域経済が活発化されている中、依然として観光業をはじめ、商工業においても慢性的な人材不足となっております。そのため人材不足の解消の一助として連携協定を締結した、スキマバイトサービス「タイミー社」と、説明会の開催等により、活用の推進を図りました。さらに、移住促進施策と連携して、国が制度化した「特定地域づくり事業協同組合制度」について、令和７年度の設立に向けた具体的な調査検討を進めています。さらに、採用の強化や従業員が働き続けられるような福利厚生の充実など、事業者の人材確保における取り組みを「人財確保緊急対策モデル事業」として支援しました。

また地域経済活動を促進するため、ニセコ綺羅カード会による子育て支援事業「キッズカード事業」、令和６年度は使用しやすい電子マネー「きらペイ」への支援を行い、利用者の拡大及び地域内消費促進へ向けた商業振興を図りました。さらには商工会でデジタル化したグルメガイドマップを活用し、１０月から１１月の閑散期にニセコグルメスタンプラリーを実施し、町内飲食店への利用促進を図りました。

このほかにも、中小企業の経営安定のため、地域金融機関と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

（２）創業や事業継承の支援

地域内における経済循環を強化するには、今後も地域内に拠点を持つ事業者を増加していくことが求められています。継続して創業への支援をすることが重要であり、そのための取り組みを進めます。町では、国の認定を受けたニセコ町創業支援計画により、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海道信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーの開催など地域内での起業意向を促進してきました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業者等サポート事業の要件を拡大し、資金面での支援を行っています。令和６年度は新規事業１件、業種拡大１件の実績がありました。また、地域の多様な事業者による連携や地域の取り組みを支援する「ニセコ町商工観光魅力アップ事業補助金」は、令和６年度は１件の活用実績がありました。

さらには、日本政策金融公庫との連携で事業承継セミナーを開催し、町内での事例や各種支援制度の紹介を行いました。

（３）観光客の誘致

令和６年度は約１６２万人の観光客がニセコ町に訪れ、宿泊延べ数は約５８万人泊と

なり、前年度から微増となっております。訪日外国人（インバウンド）の「宿泊延べ数」では、約２０万人泊までに回復しました。これは前年比１２７％の入込客数となり、コロナ禍前に近づく状況にあります。

観光客の入込客数全体で前年度微増となっていますが、冬季の訪日外国人の入込客数が増えたことによる結果となっており、グリーンシーズンの入込客数は前年度を下回っている状況です。映画効果による函館市への観光客一極集中や国内の物価高騰と全国的な旅行需要低迷などもありますが、一部メディアによる偏向報道の影響もあると考えられます。

こうした中、令和６年度は(株)ニセコリゾート観光協会によるプログラム開発、将来のニセコファンづくりとしての修学旅行やＭＩＣＥの受け入れほか、秋のイベントの目玉でもあるニセコハロウィンは過去最高の参加者となりました。また、ニセコの適正価格を飲食で魅力発信するため、大手事業者とタッグを組みＹｏｕＴｕｂｅでの情報発信を実施したほか、グリーンシーズンの観光客入込の減少から夏のプロモーションに力をいれ、旅行博への出展や温泉専用のウェブサイトのオープンなどを行いました。観光客の移動に限らず、町民生活における交通手段の一つとして実証事業を行っているカーシェアリングサービスは期間延長を行い通年で実施し、利便性の向上を図りました。

（４）観光客受入環境の整備

冬季に増加する観光客の多くは公共交通機関を利用して来町されています。特にニセコ駅などを含む市街地からスキー場方面に移動する交通手段が限られているため、企画環境課と連携して周遊バスの運行を行いました。令和６年度は宿泊税を活用し、運行日数の増加や利用料金の見直しを実施しました。さらに倶知安町、一社北海道ハイヤー協会、ＧＯ株式会社と連携し、ニセコ町と倶知安町における「ニセコモデル」として、不足する観光客向けタクシーを運行し、宿泊税を活用してタクシーの増台を図り、地域内交通手段の確保に努めました。

観光案内所は道の駅ニセコビュープラザとＪＲニセコ駅の２か所に設置しておりますが、引き続き、その業務を(株)ニセコリゾート観光協会に委託しました。

また、(株)ニセコリゾート観光協会に対して国の事業を活用し、１名の民間会社から派遣し旅行業の経験を生かし着地型旅行の造成や(株)ニセコリゾート観光協会組織の活性化を図りました。

このほか、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援、ニセコ駅前や道の駅などの花壇やカボチャのディスプレイなど、受入環境の整備について取り組みました。

（５）観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

協議会で取り組む「ニセコルール」の運用の徹底した取り組みを進めると共に、各スキー場によるパトロールやニセコ雪崩調査所による雪崩情報の提供も行いました。この

活動の核となるニセコ雪崩調査所を持続可能なものとするため、人材育成を行い、体制強化を図っています。今後も地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を醸成し、各スキー場やニセコ雪崩調査所と一層連携していく必要があります。特に子どもたちへの雪山や雪崩に関する知識向上を図るため、雪崩教本の更新や、新谷氏による雪崩授業のほかに親子雪崩ミーティングの実施を行いました。

また、雪崩事故防止等の雪氷災害防止に向けて、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との連携協定の下に、雪崩事故防止等の雪氷災害の防止に向けた取り組みの向上を図りました。雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

（６）観光振興活動、体制の支援

ニセコ町の国際的な競争力の向上を図るためには、町民や観光客から信頼される、持続可能な国際リゾートを目指し、魅力的な地域に発展させていくことが必要です。観光振興の推進の中心的な役割を担う(株)ニセコリゾート観光協会の体制整備や人財の集積を継続して進めるため、国の制度を活用し、民間企業からの派遣社員を配置し、より専門的な技術を活用して、活性化に向けた取り組みを推進してきましたた。

また、世界に選ばれる観光地としての持続可能な観光地域づくりの旗振り役としてサステナビリティコーディネーターを配置し、(株)ニセコリゾート観光協会と連携しながら持続可能な観光地域づくりの体制強化に取り組んでいます。ニセコ町が取り組んできた観光地域づくりが観光地の国際認証団体「グリーンディスティネーションズ」の審査を受け、シルバーアワードを受賞することができましたが、さらに上の受賞となるべく取り組みを進めてきました。

また、地域の魅力向上やＰＲにつながる各種イベント、七夕の夕べ花火大会やニセコハロウィン、スポーツイベントでは各種自転車レースなど町内外の人が気軽に参加できるよう支援を行いました。

平成２７年３月定例会での町長の町政執行方針で「観光・環境に充当する新たな目的税」の検討を表明して以来、様々な検討を重ね令和６年３月に総務大臣の同意を得て、令和６年１１月から宿泊税の導入が始まりました。導入年となる今年度は、かねてからの課題である地域内交通に一部活用し、今後は町内事業者等と意見交換の場を持ち、宿泊税の使途について検討しながら、必要な事業への投資に活用できるよう取り組んでいきます。

（７）広域観光の取り組み

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の３町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、観光地域づくりマネージャーによるマネージャーミーティングを月に１回開催、育成研修や満足度調査など共通施策を実施しました。

また、倶知安町、蘭越町、共和町、岩内町と連携して進めている「ニセコ山系観光連絡協議会」においては、ニセコエクスプレスの発行等を行いました。

（８）観光施設の運営管理

道の駅ニセコビュープラザや綺羅乃湯、五色温泉インフォメーションセンターなどの観光施設の適正な管理運営を行い、多くの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

綺羅乃湯の改修については、事務所や従業員の休憩所へのエアコンの設置やサウナの改修工事、高圧電源機器の更新工事、脱衣所窓の断熱改修、有料休憩室パネルヒーター交換の他、経年劣化で修繕が必要な部分の改修を行いました。

（９）観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、落語家の林家木久扇さんのほか、東京ニセコ会役員等１３人が観光大使として活躍しています。このほかに、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流促進とＰＲを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

（１０）消費者保護の取り組み

平成２２年からニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の７町村の共同運営により、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」の設置並びに専門相談員を配置し、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの業務を行っております。ニセコ町役場内に窓口や相談ダイヤルを設け、専門の相談員により相談やあっせんなどの業務を行い、令和６年度の相談内容の特徴は、インターネットショッピングのトラブルやスマートフォンに届いたメッセージに関するもの、電話回線やインターネット回線の電話勧誘に関するものの相談が多く、８０件の相談を受けています。今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

４．安心・安全の暮らしやすさを高める

住宅・公園・景観

（1）定住促進住宅の建設について

ニセコ町では公営・民間ともに慢性的に住宅が不足し、町内に住居を構えることができず、公共的事業でも従事する方を確保できないなどの課題がありました。このことを受け、８戸の入居が可能な定住促進住宅の建設を行いました。

（2）公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、時代のニーズにあった公営住宅への再生を進めています。

令和６年度は、モックニセコ２号棟新築工事と中央団地５号棟の長寿命化型複合改善工事を実施しています。

・町営住宅種別戸数　　　　　　　　　　　　　　　　（令和６年度末現在）

種　別	区　分（戸数）	合　計
公営住宅	本通Ａ団地（６１）、本通Ｂ団地（１１）、有島団地（２０）、西富団地（8）、富士見団地（３６）、新有島団地（３２）、中央団地（４８）、望羊団地（７２）、綺羅団地（２０）モックニセコ（7）	３１５戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（２８）、本通Ａ団地（１２）	４０戸
その他	コーポ有島（４８）	４８戸
合　計		４０３戸

（3）公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な修繕を行っています。令和６年度は、前年度に引き続き、望羊団地外部化粧木撤去工事、望羊団地集会所の修繕工事をを行っています。

（4）住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成１９年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、平成２８年度に計画の見直しを行っています。町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行うなど、町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みました。

（5）浄化槽整備事業

町では、町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の切替を推進しています。令和６年度は、７人槽３基の合併処理浄化槽への切り替えについて、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

（６）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

処理施設は老朽化しているため、新設を計画しており、令和２年度は建設予定地の土地の購入、令和４年度には建設のための交付金に必要な第１次地域計画を策定し、令和５年度には、施設規模や水処理方法の検討、用地測量や地質調査等を行う「汚泥再生処理センター整備基本計画等策定業務」を策定しました。また、令和６年度には建設のための交付金に必要な第２次地域計画を策定しましたが、昨今の人件費や燃料費、資材などの高騰、予想処理汚水量の増大等により建設費用が５０億円を超える試算がされたことから、処理方法や施設の規模などを再度検討をすることとしました。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加していました。令和２年度以降コロナウイルス感染対策強化の影響で減少していましたが、令和５年度以降はコロナウイルス感染症が２類から５類へと分類変更されたことにより、コロナ禍以前の処理量より増加しています。

・処理量動向　（令和６年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
１９７．１３km²	１，４９６ｔ	３，２０９ｔ	４，４７３ｔ
（前年度比）	（１１８．４%）	（１１０．９%）	（１１３．０%）

また近年の物価高騰が事業者の経営に影響を及ぼしており令和６年１０月１日より汚泥等処理手数料を１２．６０円／ℓ（３．２円増）に改定しています。

（７）簡易水道事業

① 水道事業の運営

町水道は、簡易水道１地区、専用水道１地区、飲用水供給施設２地区で水道水の供給を行っており、その普及率は９７．０％です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

令和６年度は簡易水道事業の特別会計を公営企業会計へ移行いたしました。

② 水道施設の維持管理事業

水道管及び浄水場など水道施設の維持管理を民間事業者へ委託しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月１回）のほか、水源池の原水精密検査（年１回）と浄水精密検査（年４回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険に加入しています。

配水施設ではニセコ地区の配水池周辺及び宮田地区管理道路での支障木伐木工事を行っています。令和６年度は水道本管での漏水事故が３件発生し修繕工事を行っています。

③ 量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた８年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）について取り替えが必要となります。

令和６年度は平成２８年度に設置した量水器が対象となり、３９３台の取替工事を行っています。

④ 施設更新整備事業

宮田地区では配水管の更新工事、ニセコ地区では配水池での流量計更新工事及び配水管路の減圧弁更新工事、近藤地区では配水池の防水工事と水位計設置工事、福井地区では浄水場の薬品タンク更新工事を行っています。

⑤ 施設拡張整備事業

市街地区で水量確保のため浄水場造成工事と導水管布設工事、区域拡張による配水管新設工事を行っています。

（８）公共下水道事業

① 下水道事業の運営

ニセコ町の下水道は、整備予定区域の９４．２％の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は９７．８％となっています。

令和６年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。このほか、公共下水道事業の特別会計を公営企業会計へ移行いたしました。

② 下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約７００㎥にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、生ごみと共に堆肥化されています。令和６年度は２１１ｔの汚泥が発生しています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは屋根の塗装修繕工事を行っています。下水道施設では、機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。下水道管路の維持管理については、管路清掃とマンホールの修繕工事を行っています。

③ 公共下水道整備事業

本町の下水道設備は供用開始後２３年が経過し、機械設備及び電気機器が老朽化により更新の時期を向かえてます。町では計画的な更新を行なうため令和３年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設機械設備及び電気設備の更新工事を行っています。下水道管路施設ではSDGｓ街区での汚水管渠新設工事を行っています。

④ 農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用（運営経費や施設の維持管理経費）の一部を蘭越町に負担金として支出した他、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

農業集落排水施設では令和４年度から施設更新を蘭越町が主体となって進めるています。令和６年度は蘭越町所管処理場の機械電気設備更新に伴う設計費の一部負担金を蘭越町に支出しています。

（９）河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曽我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行い、そのほかに公園の遊具点検など、安全に遊べる公園管理を進めています。

交通

（１）にこっとＢＵＳ(デマンドバス)の運行について

ニセコ町では平成２４年１０月から「にこっとＢＵＳ」を運行しています。令和６年度はデマンドバスシステムについて、保守対応などに課題があり、併せて運行効率や利便性の向上を図るため、システムの更新を行っています。

【にこっとＢＵＳ乗車実績】　(過去５年分の４月～３月まで)

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
令和２年度	１１，０９９	１２，７４７	３５
令和３年度	１２，０２９	１４，２８６	３９
令和４年度	１３，０１６	１６，６８８	４５
令和５年度	１３，０８８	１７，４２５	４７
令和６年度	１２，８３９	１６，２２１	４４

（２）周遊バス、生活バス路線（福井線）の運行について

①周遊バス

にこっとＢＵＳの予約混雑時のお断り件数を減らすために取り組んできた冬期周遊バス運行事業について、令和６年度は利便性向上のため１乗車１００円に引き下げ、更にキャッシュレス決済を導入し、利用者は前年比１．７倍となりました。（町民の利用は無料パスを発行）

【周遊バス利用者数（人）】

年度	有料	無料	計
令和２年度	２６２	６８８	９５０
令和３年度	５３５	６８８	１，２２３

令和４年度	３，５３２	１，１８０	４，７１２
令和５年度	５，７１５	１，３４２	７，０５７
令和６年度	９，５３２	２，８１１	１２，３４３

②生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ１路線（福井線）のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス株式会社に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

（３）北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進について

①北海道新幹線

北海道新幹線は、平成２８年３月に新函館北斗駅が開業し、道民の長年の悲願である新幹線が北海道に上陸しました。新函館北斗・札幌間は、平成２４年６月に工事実施計画が認可され、引き続き新幹線の早期完成に向け要望を行いました。

また、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、経営分離後の運行方法などを北海道及び沿線市町と協議し、令和４年３月開催の後志ブロック会議において、「長万部・小樽間」の全線バス方式による運行が確認されています。

平成２４年 ６ 月	北海道新幹線新函館北斗－札幌間の整備新幹線着工認可
平成２４年１１月	事業概要説明　以降測量やボーリング調査等を実施
平成２６年１２月	昆布トンネル（桂台工区）着工
平成２７年１２月	昆布トンネル（宮田工区）着工
平成２８年 ３ 月	北海道新幹線　新青森・新函館北斗間開業
平成３０年 ７ 月	ニセコトンネル工事着工
令和 ３ 年 ８ 月	羊蹄トンネル掘削開始予定
令和 ５ 年 ６ 月	宮田高架橋外１か所　着工
※開業予定　令和２０年以降に延期	

②北海道横断自動車道

道路網の形成は、地域経済の活性化、高次医療施設への搬送時間の短縮、さらに大規模災害時の代替えルート機能確保のため、必要なものです。

特に北海道は、他の都府県に比べ広大な面積を有し、道内主要都市や地方生活圏を結ぶ高規格道路ネットワークの必要性は極めて重要であります。

後志自動車道については、令和７年３月に仁木ＩＣが開通しました。引き続き早期全面開通を目指し、国に対して安定的な予算確保を要望しています。

（４）交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える２つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行っています。

各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間６期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施して

います。
本町においては、令和６年度に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりません。引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

道路・除排雪

（1）道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

・町道整備状況（道路台帳）：１９０路線　実延長１８０ｋｍ
（令和７年３月末）　改良率６７．４％
舗装率６４．０％

①町道の整備

町道豊里東通舗装改良工事Ｌ＝１１５と町道ニセコミライ通土工排水工事Ｌ＝４８０ｍを行いました。小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めました。

②道路維持管理事業

町道における側溝の清掃、砂利道路及び舗装道路の維持補修、雑木除去など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年２回を基本に実施し、一部の道路など、資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安全確保に努めました。

③橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成２５年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け補修工事を進めています。令和６年度は町道福井南五号線浜本橋、町道大曲線大曲橋の補修工事と橋梁長寿命化補修設計や橋梁点検（１１橋）を実施しました。

（2）除雪対策事業

冬期間の安定した生活道路の確保のため、民間事業者への委託により町道１２９㎞の除雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、２５団体に道路除雪費の一部を補助しています。

健康・医療

（1）健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくりの充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めました。

① 健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会及び保健委員会を開催し、医療福祉等の関係者や地域の保健委員さんと健康づくりに関する情報交換を行いました。

② 保健・医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、引き続き倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などを助成し、救急医療や在宅ケアの充実を図りました。

③子育て世代包括支援センター設置

妊娠時期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うために妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として令和６年４月１日より子育て世代包括支援センターを設置しました。

保健師・栄養士・保育士が情報提供や相談対応を行い、必要時関係機関とも協力し、安心して出産・子育てできるよう支援します。

④ 妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は、すべての妊婦さんに定期健康診査１４回、超音波検査６回を上限に助成しました。妊婦１人平均１１．７回の助成利用があり、妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤ 乳幼児の健康診査

乳児、１歳６か月、３歳児の成長の節目となる時期に健康診査を実施し、それぞれ対象児の９２．４％、９２．０％、８０．０％の乳幼児が受診しました。また、就学前の相談機会となる５歳児健康診査については、９７．６％の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援などを行い、令和５年２月から始まった「出産・子育て応援給付金事業」では、妊娠３１件及び出産２６件に対しそれぞれ５万円の給付を行いました。

むし歯予防対策では、歯科健診と予防指導及びフッ素塗布事業を年２回実施し、継続した健診とブラッシング指導を行いました。またフッ化物先口によるむし歯予防は、幼児センター年中・年長児及びニセコ小学校１．２．３年生、近藤小学校の希望者に対して実施しました。

⑥ 管理栄養士の活動

管理栄養士による生活習慣病予防や改善を目的とした成人向け料理教室を２回、夏休みと冬休みにこども料理教室（食の安全安心教室）を６回開催しました。また、食生活についての相談業務を引き続き行ったほか、乳幼児を対象とした離乳食教室（育児セミナー）を３回、幼児センターでの幼児食教室（食育教室）を１０回開催し、食を通しての子育て支援に取り組みました。

⑦健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりは重要であり、健康運動教室は前期１０回、後期８回開催し、運動の楽しさと継続することによる効果を学びました。

社会福祉協議会が実施する健康支援事業では、参加者の血圧管理や運動歩数の記録な

どによる健康管理を行いました。
　地区巡回健康教室は、３地区で地域の方の参加により３回開催しました。

⑧ 成人の各種健康診査

　３０歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。国保特定健診の受診者数は２６１名で受診率は３４．７％となりました。引き続き受診率の向上に努めて行きます。
　また、がん検診推進事業として子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。各クーポン券利用者は子宮がん検診２２．０％、乳がん検診２３．４％となりました。

⑨ こどもの予防接種

　乳幼児期の定期予防接種では対象児の平均接種率が７２．９％となっています。また、１９歳未満の季節性インフルエンザ対策では、ワクチン接種費用の一部について助成を行い、接種率は２２．２％となっています。

⑩ 大人の予防接種

　季節性インフルエンザ対策では、１９歳～６４歳の非課税世帯の方と６５歳以上の高齢者を対象にワクチン接種費用の一部助成を行い感染予防に努めており、６５歳以上の方の接種率は、４２．３％となっています。
　また、高齢者肺炎球菌ワクチンについても一部助成を行っており、接種率は１２．９％となっています。
　風しん抗体検査の検査実施率は３５．４％で、このうち抗体がなかった者の割合は２１．０％となっています。この事業は令和６年度で終了しました。
　新規に６５歳以上の高齢者を対象に帯状疱疹ワクチンの費用助成を行い、助成件数は延べ５８件となっています。
　新型コロナウイルスワクチンは令和６年度から予防接種法上の定期接種（Ｂ類）に位置付けられることとなり、６５歳以上の方、６０～６５歳未満の基礎疾患等を有する方で、接種費用の一部助成を行いました。接種率は、１７．２％となっています。
　また、医療従事者等の接種希望者を対象に、接種費用の助成を行いました。接種者は３７名でした。

⑪ エキノコックス感染防止対策

　町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を年７回実施しました。また、感染状況調査について、抗原陽性率（キツネのフンにエキノコックス成虫が出している排出物があるもの）は０％、虫卵陽性率（キツネのフンにエキノコックスの虫卵があるもの）は１．７％でした。

（２）国民健康保険事業

　国民健康保険事業は、平成３０年度から北海道が保険者となり、ニセコ町は窓口業務や保険税の賦課徴収事務、特定健診事務等の事務を行っています。
　特定健診では、１日簡易ドックの受診者と合わせ２６１人が受診し、そのうち１３人

に保健指導を行っています。
　ニセコ町の国保会計の状況は、令和５年度後志広域連合分賦金清算金１，２０８万円の収入があったことなどから、国保基金へ９０６万円の積立てを行いました。年度末現在の基金残高は、１億１，０２９万円となっています。

　国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区　　　分	実　　績
被保険者数	１，３１３人
保険医療給付費	
給付件数	１３，９８２件
給付金額	３億４，２４８万円
１人当たりの年間医療費	２６万円
高額医療費	３，８３２万円

（３）後期高齢者医療事業
　後期高齢者医療制度は、医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約５割は税金、約４割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金、約１割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合う仕組みとなっています。
　この高齢者の保険料は２年ごとに保険料率を見直すことになっており、令和６年度の保険料率は、均等割５２，９５３円、所得割１１．７９％となっています。
　ニセコ町の後期会計の決算状況は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金７，１０３万円、事務経費１０５万円、会計の歳出額は７，２０８万円となりました。

（４）医療に対する各種給付事業
　ニセコ町では子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を１８歳までのすべての子どもとし、所得制限は撤廃しています。令和６年度の医療給付費は、１，５６７万円となりました。
　また、重度心身障がい者医療給付事業及びひとり親家庭医療給付事業も所得制限を撤廃しており、医療給付費は６７８万円となっています。
　未熟児養育医療給付事業の令和６年度実績は、１件で１２万円でした。

福祉

（１）高齢者の福祉
　ニセコ町第８期高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自立して暮らすことができる健康づくり、高齢者が安心して生活できる支援体制づくり、高齢者がいきいきと暮らせる生活環境づくりを基本目標に、高齢者福祉を推進しました。
　具体的な取り組みでは、福祉灯油の助成、私道除雪サービス、高齢者住宅前通路除雪費扶助、綺羅乃湯入館料の助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金を支給、敬老会の開催及び祝い品の発送、老人クラブや高齢者事業団へ

の運営費補助、老人福祉施設入所費扶助などを実施しました。
地域福祉の活動拠点を担う社会福祉協議会では委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するための除雪派遣サービスを行ったほか、配食サービスを週２回実施しました。
認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、高齢者グループホームの運営に必要な経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しました。
また、老朽化しているニセコ福祉会の施設設備等について、ニセコハイツの厨房給湯配管修繕、給湯・暖房ボイラー更新、野外キュービクル改修、玄関外側自動ドア修繕、移乗介護ロボット導入、電動ベッド更新、グループホームきら里の空気清浄機・加湿器導入、デイサービスのハイエースステップ取替修繕に係る経費を補助金により支援しました。

（２）介護保険事業

高齢者は、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいる方も多く、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防事業を中心とした運動教室（貯筋教室）、高齢者向け健康教室、家族介護教室を開催しました。また、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、在宅生活の支援を充実しました。
令和６年度介護保険事業の後志広域連合負担金の合計額は、６，６７３万円となっています。内訳は、在宅・施設サービスなどの介護給付費の町村負担金４，９９８万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費３９７万円、介護認定審査会経費３４４万円、事務費等７９５万円、低所得者保険料軽減負担金１３９万円となっています。
意思能力の継続的な衰えが認められた高齢者などに、法律的な支援を行う成年後見人制度については、社会福祉協議会への委託事業として制度の普及を図ったほか、令和６年度は１名が町長申立の相談がありました。

（３）児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉について、児童手当の給付を行うほか、ひとり親福祉対策では、低所得世帯への福祉灯油助成を継続して実施しました。

（４）障がい者福祉の充実

障害者総合支援法等に基づく第４次ニセコ町障がい者基本計画・第７期障がい福祉計画により、支援の必要な方へ必要なサービスを実施しました。
具体的取り組みでは、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）のほか、身体障がい者（児童）補装具の給付、重度身体障がい者日常生活用具給付を行いました。
また、障がい者への福祉事業として、移動支援事業やじん臓機能障がい者通院費、障がい者福祉施設通所費、心身障がい児の療育施設通園費に対する費用の一部助成、障が

い者及び介護者に対する綺羅乃湯入館料の一部助成、重度障がい者タクシー料金扶助を行い支援体制の充実を図りました。更に、知的障がい者福祉の充実を図るため、地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成と障がい者福祉団体である身体障害者福祉協会に対して引き続き助成を行いました。

また、ニセコ生活の家グループホームの開設に向けた施設整備にかかる補助を行いました。

（５）低所得世帯に対する価格高騰緊急支援給付金及び定額減税不足給付金事業

国の総合経済対策により、低所得世帯に対する給付金及び定額減税に係る不足給付金の支給を事業を行いました。

給付実績　令和５年度均等割のみ課税世帯：１０万円１２７世帯
　　　　　こども加算給付金：こども一人５万円　７８世帯（こども１３４人）
　　　　　令和６年度新たな非課税または均等割のみ課税世帯：１０万円１１５世帯
　　　　　定額減税調整給付金：定額減税（４万円）の減税不足額を給付　７２８人
給付総額　６２，１５０千円

（６）ごみ（資源）収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全１７区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知しています。

また、現在不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町の民間事業者の施設に埋立処理をしています。

・ごみ類の収集動向　　　　　　　　　　　　　　　　　　**（令和６年度）**

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	８８９ｔ	１３４ｔ	４４４ｔ	４１１ｔ	６５ｔ	１，９４３ｔ
前年度比	９７．２％	１０３．１％	９６．９％	９７．６％	１２０．４％	９７．９％
リサイクル率	６１．９％（前年度６７．２％）					

（７）廃棄物の広域処理事業

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓７町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成２７年３月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者に委託しています。

（８）資源物のリサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これに係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う（財）日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

（9）一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成２１年６月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破砕処理により、埋立量の減量化が図られ、約１１．７％の残容量となっています。

不燃ごみ、粗大ごみを倶知安町の民間施設で処分しており、また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により焼却灰の埋立てもなくなったことから、令和３年度に最終処分場でごみの埋立は行われていません。

また、最終処分場閉鎖・廃止をするための覆土（最低覆土厚５０センチ）をするため、令和５年２月に最終処分場内の不陸整正を行った結果、平均して残りの深さが９０センチ程度確保できることがわかり、令和７年２月に一部覆土を実施しました。今後は埋立終了届けの提出に向けて覆土の確保や地温やガスの排出を確認する装置の設置、跡地利用等について検討をしていきます。

（１０）廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

また、ごみの分別ルールと排出方法などをより多くの町民に理解いただくため、ごみ分別アプリサービスを導入しています。

（１１）不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんや職員の通報により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。なお、過去には「不法投棄」、「野焼き」が警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

（１２）クリーン作戦と環境美化

町職員による環境美化巡視のほか、４月と１０月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力によりクリーン作戦などの清掃活動を実施しました。

（１３）衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスの掃除や見回りなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

平成３０年度からは、町補助事業によりダストボックス内生ごみバケツの更新を行っています。

（１４）食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

令和６年度の「食中毒警報」は、６月２８日から８月２６日の間に８回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取り組みを進めます。

（１５）畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（６月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間を通して野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

令和５年度末	新規(+)	転入(+)	転出(−)	死亡(−)	令和６年度末
２９２頭	１７頭	１頭	６頭	２１頭	２８３頭

（１６）ニセコ斎場の維持管理

斎場については、平成２８年度から平成２９年度にかけて大規模改修工事を行いました。引き続き、設備の定期点検や整備を行い、適正な維持管理に努めます。火葬業務は、引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・ニセコ斎場の使用状況

年度	使用回数	（うち町外者）	月平均使用回数
令和６年度	５４回	（２回）	４．５回
令和５年度	４６回	（１回）	３．８回

（１７）墓地の維持管理

中央墓地及び５か所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成２０年度に新規造成した中央墓地の５３区画については、令和６年度末現在で残り１８区画となっています。

（１８）国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町窓口で受付した手続きは、裁定請求書及び失権届書４２件、関係届４１８件、免除申請３０９件となっています。

・国民年金１号被保険者該当年間被保険者数：７８３人（前年度８９４人）

（１９）街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、ＬＥＤ化したことにより平成２７年度と比較し約３０％の削減となっています。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し６５％以内の額を助成しています。

令和６年度は自治会等が設置した新規８基、ＬＥＤ球交換２基について、設置費の７５％以内の額を助成しました。

・街路灯の設置数　町管理：３９１基、自治会等管理：２８２基、計：６７３基

（２０）街路灯の整備（ＬＥＤ推進）

平成２４年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のＬＥＤ化を進め、平成２７年度に完了しました。令和６年度は新規の街路灯設置はありません。

（２１）しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は管内各町村が負担し、岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成２５年１０月より札幌弁護士会地域司法対策員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第１、第３火曜日の２回（後志地域９町村）で開催され、令和６年度は３６件の相談を受けています。

（２２）原子力防災への取り組み

① 北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内１３町村が実施主体となり、平成２４年度から１２回目の北海道原子力防災総合訓練を実施しています。

本町では、災害対策本部など設置運営訓練、緊急事態応急対策など拠点施設(OFC)運営訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練を行い、役場職員及び原子力防災関係者の知識・技能の維持向上を図りました。

② 泊原子力発電所の安全対策の確認

原子力環境センターが実施する四半期ごとの立入調査に防災担当職員を同行させ、泊発電所の放射性廃棄物の放出保管状況の確認や安全確認に関する情報収集などを行いました。

（２３）防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課に防災職員を配置し、役場職員の連携のもと、自然災害並びに原子力災害に備えました。

平成２２年度から防災資機材の整備充実を進めており、令和６年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、備蓄食料品・飲料水、避難所開設用パーテーション及び職員用防災作業服、防寒着を購入しました。

このほか、防災訓練、防災ラジオ起動訓練など災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を広報「ニセコ」で行いました。

（２４）消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、消防体制の充実を図り地域のみなさんが安心して生活ができるよう計画的な機器の更新や職員研修を行い、消防力強化に取り組んでいます。

婦人消防クラブ、少年消防クラブの育成に努め、町全体の消防力、救急への対応力の向上を図っています。また、消防新庁舎を旧役場庁舎跡地に防災施設の拠点として、消防車両、救急車両、資器材など消防職員の執務環境や防災倉庫を新たに整備するために、町及び設計事業者並びに施工事業者との間で三者協定を締結しＥＣＩ方式による実施設計を策定しました。

（２５）防災拠点としての役場新庁舎

役場新庁舎は、町民が気軽に訪れる施設であると同時に、町民を守る防災拠点として、災害時にも対応できる重要な施設であります。災害時にすぐに活動できるように機能維持を行いつつ、町民に親しまれ、日頃から利用していただけるよう施設を適切に管理していきます。また、役場新庁舎に隣接した消防新庁舎においても、有事の際には連携し災害時に対応できるようにさらなる強化を図っていきます。

５．相互扶助のまちをつくる

住民参加・地区活動

（１）ニセコ町総合計画とニセコ町自治創生総合戦略の推進について

令和５年度に作成した第６次ニセコ町総合計画（令和６年度～令和１７年度）では、「こども未来共創都市ニセコ～ニセコ町の美しい景観と自然を未来のこどもたちへ～」を目指す姿とし、５本の目標を掲げ計画を推進しています。

また、地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略である自治創生総合戦略では、令和５年３月に第３期ニセコ町自治創生総合戦略を策定し、第２期計画から切れ目なく自治創生に向けた取り組みを進めています。

（２）ニセコ町まちづくり基本条例の運用について

ニセコ町まちづくり基本条例は、現在の住民自治に相応しいものであり続けるために、４年に１度見直し作業を行います。令和５年度から第５次改正の作業を進めており、令和７年度に新たな改正条例案を提出する運びとなりました。

改正検討内容

・民法改正により成年年齢が引き下げとなったことに伴う改正

・町が設置する審議会等へより多様な意見を反映させるための改正

（３）まちづくり活動について

①まちづくり委員会

まちづくりの様々な議論の場として、ニセコ町まちづくり委員会を設置しています。

また、子どもたちがまちづくりに参加する場として、「小・中学生のまちづくり委員会」を設置し、教育委員会が取り組む「子ども議会」とともに、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。

②ふるさとづくり寄付

ニセコ町ふるさと寄付条例は、まちづくり基本条例（第１４条及び第５０条）で規定する町内外の人々との連携による多様なまちづくりへの参加を実践するとともに、寄付金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することにより、他都市に住む人の第二のふるさとづくりを目的として平成１６年９月１７日に制定しました。

寄付者とのつながりを持つため、シンクタンクの一般社団法人構想日本が提唱するふるさと住民票の取り組みとして、ふるさと住民カード「愛称：ニセコアンカード」の発行を開始し、対象者にはニセコ町の情報発信などを行っています。

また、令和２年度から企業版ふるさと納税をスタートし、多様な参加・パートナーシップによる個性あふれるふるさとづくりを進めています。

【令和６年度：寄付額】

個人：141,302,000 円／2,922 件（前年度 54,564,248 円／1,486 件）

企業：152,082,470 円／22 件（前年度 3,350,000 円／15 件）

【ふるさと住民票発行者数】
令和６年度末：２４４人（前年度末２３０人）

（４）住民主体による花や木の植栽活動について

ＮＰＯ法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民が実施する「ニセコ綺羅街道植栽事業」並びに、中央地区連合町内会が主催する「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」に対して補助を行いました。

（５）国際交流事業について

国際交流員（ＣＩＲ）を受け入れ、国際交流・多文化共生・観光振興等に従事していただき、国際交流に関するイベントの企画・運営・各母国語での通訳・ＳＮＳでの多言語発信など、町民の国際交流相互理解及び国際化を推進しています。

令和６年度は、カナダ、中国、ドイツ、ベルギー、インドネシアから計５人の交流員の受け入れ、これまでの受入れ総数は２５人となりました。

（６）移住・定住対策について

移住定住相談体制の充実に向け、令和元年度から委託事業により中央倉庫に移住定住相談窓口を設置しています。オンライン相談対応やオンライン移住相談会への出展などに取り組みました。

（７）地域おこし協力隊・集落支援員事業について

地域おこし協力隊は平成２３年度から導入しており、令和６年度は継続隊員２３人、新規隊員９人の計３２人となりました。また、お試し協力隊の実施によりミスマッチ対応にも取り組みました。卒業隊員は１０人で、そのうち７人がニセコ町に定着し、個人事業主や町内就職として活動しています。

集落支援員は平成２２年度から導入しており、令和６年度は１４人が様々なまちづくり活動やまちづくりを通じた点検活動により、集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

（８）広報広聴活動について

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として工夫、改善しながら取り組みを進めています。

①広報紙、予算説明書

広報ニセコ、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

②町公式ウェブサイト（インターネット）の状況

システムの老朽化等により、平成３０年３月２７日より、新たなウェブサイトを公開しています。

・サーバーの高速化、セキュリティ強化
・検索性の向上、情報の整理
５，０００ページから１，６００ページへ削減
・多言語化対応
英語、中国語及び韓国語での対応
単独でのページ作成をやめ、全てのページを多言語化し、部分修正が可能
海外の検索サイトでもヒットするように改善
・ＳＮＳとの連携向上
町公式ＳＮＳや地域おこし協力隊公式ＳＮＳ、国際交流員公式ＳＮＳと連携し積極的に情報を発信。

区分	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
ページビュー数	1,066,577	1,189,130	1,121,797	1,224,346	1,238,911
セッション数	478,090	537,720	482,678	433,271	557,466
平均セッション時間	1 分 30 秒	1 分 31 秒	1 分 40 秒	1 分 23 秒	1 分 20 秒

③まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、令和６年度のまちづくり町民講座は７回開催しました。ニセコ高校、消防庁舎建設、まちづくり基本条例などをテーマに開催し、１０６人が参加しています。まちづくり懇談会は、町内１４会場で開催し、延１４７人が参加しました。こんにちは町長室・おばんです町長室は８回開催し、１５人の来訪がありました。

④各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取り組みを学びあい、その取り組みを今後の仕事に取り入れる好機となっている行政特有の取り組みです。

令和６年度は、ＳＤＧｓ未来都市の取り組みや新庁舎、持続可能な観光などに関する視察等について、議会、自治体、大学など４４団体３９８人（前年度３３９人）を受け入れています。

（９）地域の情報化（高速通信環境の充実）について

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、これまで町が所有し、通信事業者に貸し付けてサービスの提供を行ってきましたが、令和３年６月末に所有していた光ファイバー設備等すべてを東日本電信電話株式会社（ＮＴＴ）に譲渡しています。

（１０）コミュニティＦＭ事業について

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、委託事業及び補助金による継続支援を行いました。

令和７年１月末配布状況

・貸出総台数　１，４２３台／３，６３１世帯・事業所（貸出率３９．２％）

日本人世帯：１，２３０台／２，３５８世帯
外国人世帯：２３台／９３２世帯
事　業　所：１７０台／３４１事業所（うち８４台世帯重複）
・その他　　　別荘１８台、公共施設６３台

コミュニティＦＭ
平成２０年１２月の「そよかぜ通信」廃止以来、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティＦＭ「ラジオニセコ」を平成２４年３月３１日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が行っています。
町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

（１１）中央倉庫群の再活用について

町民や観光客などが交流し、気軽にくつろげる休息の場を提供し、また、町民の生活文化や教養の向上を図り、本町の地域振興と産業の活性化に資する施設として運営しています。
これまで、指定管理者とともに子育て支援や町民利用促進、テレワーク機能の充実、チャレンジキッチンの運営などに取り組んできました。

【指定管理内容】
指定管理者　　株式会社住まいるニセコ
指定期間　　　令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで
対象施設　　　旧でんぷん工場、１号倉庫、広場

【経緯・状況】
平成２３年度：中央倉庫群再活用事業スタート
平成２７年度：改修工事完了、管理運営団体（指定管理者）決定
平成２８年度：施設オープン、テレワーク機能整備
令和 元 年度：指定管理者変更、ワーケーション連携協定締結、子育て支援充実
令和 ２ 年度：テレワーク機能強化、木製遊具整備、移住相談窓口設置
令和 ３ 年度：チャレンジキッチン、ワーケーションモデル事業
令和 ４ 年度：チャレンジキッチン、キッチンレンジフード更新
令和 ５ 年度：テレワーク環境整備（キャンピングオフィス備品）

【施設の利用状況】　延べ利用者数（人）

月	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
4月	321	821	735	357	318
5月	187	426	1,129	873	942
6月	343	398	966	688	1,084
7月	953	1,138	1,321	798	548

8月	815	600	811	485	555
9月	1,135	131	1,137	594	1,905
１０月	1,084	1,110	1,669	2,344	2,442
１１月	865	1,115	554	397	549
１２月	864	814	575	370	493
1月	460	490	747	442	641
2月	692	616	742	760	451
3月	872	315	449	952	653
合計	8,591	7,974	10,835	9,060	10,581
月平均	716	664	903	755	882

（１２）ニセコ町ギフトカード配布事業について

町内の物価高騰対策としての経済支援を実施するため、これまでは紙の商品券を配布していましたが、デジタル化の推進による社会情勢の変化に対応するべく、電子マネーによる町民一人５，０００円のギフトカードを配布しました。

対象人数：４，８８１人
使用期間：1月１７日（金）～2月１６日（日）
利用金額：２３，４１２，１３１円

（１３）コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

・地域自治振興交付金の交付状況：５６自治会、３，２１８，０００円

（１４）地域コミュニティセンターの維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、令和６年度は、３，４９６件、４２，０５４名の方が利用されました。

コロナウイルス感染症収束によりコロナ禍前の利用状況に戻っています。

西富地区町民センターは、周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。なお、令和元年度に新しい西富地区町民センターが完成し、令和２年度の駐車場など外構工事の実施によって、西富地区町民センターの一連の整備が完了しています。

また、地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理については、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行い、火災保険料や駐車場の除雪など費用の一部は町が負担しています。

今後も、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曽我活性化センター

（１５）情報公開、個人情報保護

「ニセコ町情報公開条例」に基づき、町民のみなさんの知る権利を保障するため、情報開示を積極的に行うとともに、個人情報保護法に基づき制定した「ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例」により、個人情報が適切に保護されるように必要な対策を行っています。

また、「ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例」に基づき、情報公開・個人情報保護審査会を設置し、町が行う情報公開及び個人情報保護に対して調査や審議の必要性が生じた際、適切に対応し、町の情報を公平公正に公開しています。なお、令和６年度の情報公開の運用状況と個人情報の取扱いについては、令和７年６月に開催したニセコ町議会定例会にて報告し、広報「ニセコ」７月号にも掲載しています。

行財政

（1）議会の活動

令和６年は、定例会４回、臨時会４回、合わせて８回の議会を開催しました。条例の制定や改正、予算の審議、陳情書や意見書等の審議を行っています。特に、当初予算及び年度決算については、特別委員会を設置し時間をかけて集中的に審議を行っています。

常任委員会（総務及び産業建設）の活動では、それぞれが所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しました。議会が議決した予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課等から説明を受け、職員と意見交換をしつつ改善点の申し入れを行っています。

このほか、行政側の政策課題や提出された議案の理解を深めるため、全員協議会を開催しました。消防庁舎の建て替え、ニセコ高校魅力化（学校改革）や新たな寄宿舎の整備、気候変動への対策など、町の重要な課題について確認し議論しています。

今後も町民の視点に立った議会活動を行い、町政の監視と必要な政策決定、課題解決に取り組んでいきます。

（2）議会の広報活動

令和６年度は議会広報誌「議会だより」を４回発行しています。作成にあたっては、議会だより編集委員会で議論し、構成や内容を決めています。多くのみなさんに読んでいただけるよう、随時紙面の見直しを行っています。

このほか、令和６年５月から映像配信サービスの YouTube を利用した動画（録画）の配信を行っています。「議会だより」や議会ホームページでの情報発信とあわせ、今後も議会広報の充実に取り組みます。

（3）監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、８月に決算審査、２月には定例監査を行いました。今後も町の財務や事務が公正かつ能率的に行っているか、監査していきます。

（４）役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化する町民ニーズや時代の変遷に対応し、町民の視点に立ったまちづくりを進めるためには、職員の資質の向上や意識改革が重要であると考えています。

職員には、まちづくりのための専門的知識の習得とあわせて、柔軟な発想力と対応力、情報収集能力を持つことが求められています。そのため、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修の実施し、自治体職員として基礎力アップのための研修の強化とともに、専門の研修機関での実務研修や自主企画による提案型研修を進めています。

そのほか、将来を担う人材育成に努め、採用試験の実施方法の見直し、職員能力の総体的な向上や地域ニーズに対する柔軟な対応力の養成が求められています。

令和６年度の職員採用では、地方公務員を志望する人材が減ってきていることから、人物本位の採用試験の内容とし、今後も、持続可能なまちづくりに活かせるような人材の確保策を模索していきます。また、持続可能な行政体制の構築のため、技術系の職員の確保を進めます。

（５）町有財産の管理・運用

町が所有している施設や土地について、適切な管理運営を図っています。施設の有効活用を図るため、必要な改修や整備を行い、土地についても適切に維持管理を行っています。また、貸出している町有財産については、借り手側と協議しながら、適切な維持管理を行います。

① 職員住宅の維持管理

令和６年度末現在、１２棟の職員住宅を保有し、２２室の管理を行っています。これらの住宅は、建築から３０年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、引き続き良好に利用していくため、適正な維持管理に努めています。

また、職員住宅が不足しており、民間住宅を活用しつつ、職員住宅不足の解消を図っていきます。

② 町有財産の売却及び取得（土地）

令和６年度は、山林などとして２０筆２３，２１８㎡の寄附を受けました。

（６）行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務を処理するコンピュータシステムを安定的に運用するために、システムの開発や運用を共同で行う北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）に加盟し、システムの共同調達や開発、運用を効率的に進めています。また、災害発生時の危機的状況のときにもシステムの安定運用を図るため、主なデータはデータセンターにおいて保存し、運用を行っています。

現在、政府が進めているデジタル社会の実現に対応するため、自治体ＤＸ推進計画への対応、自治体の情報システムの標準化や共通化への対応、セキュリティ対策の強化などを進めていきます。町としてもデジタル社会に向けた、さらなる自治体ＤＸへの取組みの強化を図ります。

令和７年度に実装される情報システムの標準化への対応を加速化させていきます。

（７）選挙事務

令和６年度は、衆議院議員選挙があり、適正な選挙事務執行を行いました。また、定時登録時に適切に選挙人名簿の調製なども適正に実施しています。

（８）計画的な行財政運営

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助金など、さまざまな財源を確保するとともに、過疎債や辺地債などの有利な借入れを計画的に活用します。

令和６年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率４．２％（令和５年度４．２％）となり、前年度と同率となりました。今後、特別会計を含めた公債費については役場新庁舎の元金償還が始まるため令和７年度から増加に転じる見込みです。

また、将来負担比率は３０．０％（令和５年度３７．９％）となりました。これは町標準財政規模の増加や基金の増加等により比率が低下したものです。しかし、今後は町債残高が増加していく見込みのため、これまでに引き続き令和６年度も計画的な基金の積み立てを行い、将来の負担軽減を図ることとしています。

今後、公債費の増加が見込まれることから、歳入を最大限確保するとともに、各種基金の積立てまたは取崩しを最大限圧縮するなど継続的に比率の改善に努めていきます。

（９）課税や納税に関する事務経費

令和６年度分の町税収納率は、国民健康保険税を除く町税合計で現年分が 99.80%、滞納繰越分は 51.84%となりました。対前年度比では、現年分が 0.06 ポイントの減、滞納繰越分が 30.94 ポイントの増となっています。また、現年と滞納繰越分の合計では、対前年度比 0.10%増となる 99.66%の収納率となり、昨年度に引き続き、総額で 99%を超える収納率を達成しました。なお、コロナ禍以降の本町では、現年及び滞納繰越分合計の町税収納率は毎年過去最高を更新し続けています。

収入額では現年分 12 億 1,175 万円と滞納繰越分 178 万円の合計で 12 億 1,353 万円となり、初めて町税収入が 10 億円を超えた対前年度と比べても 1 億 7,557 万円、割合にして約 17%もの大幅な増収となりました。増収の最も大きな要因は、昨年 11 月から新たに導入した宿泊税がわずか 4 か月間 1 億 2,875 万円もの税収があったことによるものです。これに加え、昨今の域内の経済動向を反映し、町民税と固定資産税のいずれもが過去最高となる税収を記録していることも大きな要因です。

一方、国民健康保険税の収納率は現年課税分が 99.04%、滞納繰越分が 63.66%、全体では 97.78%となり、いずれも対前年度の収納率を上回りました。特に、昨今は冬季間のみ本町に滞在する外国人の国保加入が増加するなど、国保税の賦課徴収をめぐる事務は大きな負荷がかかっている状況の中で、現年課税分の徴収率が史上初めて 99%を超え、一般の町税収納率と比肩する状況まで向上させられたことは、本町の賦課徴収事務の絶え間ない改善の成果と捉えています。

なお、国保税は近年、社会保険への加入が増えていることなどから、昨年度同様に減収傾向が進んでいます。今回、総額では対前年度比 128 万円の増額となりましたが、現年課税分は収納率が大幅に向上したにもかかわらず、21 万円の減収となっています。

以上のように、本町の税収をめぐる状況は、町内の経済状況の好転と賦課徴収事務の

絶え間ない改善により、収納額、収納率ともに、表面的には好ましい状況が続いています。しかし一方で、税務行政においても物価高や各産業における深刻な人手不足などは大きな課題であり、特に本町では、外国人労働者に税をはじめとした日本のルールの案内と遵守を浸透させることが日々の業務として増大しています。これら外国人への業務が不十分になると、本町の課税や徴収の実績に大きな影響を及ぼすため、税務部門では危機感を持ってこれらの課題に対応しています。

あわせて、近年は税をはじめ行政においても更なる電子化やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進が求められています。税務課職員には税制だけでなく、広報やＤＸなど様々な分野で絶え間なく知見向上が求められていることから、職員の自主的かつ専門的な研修を推進しており、今後も職員能力の向上に努めます。

（１０）地籍成果の管理・運営事務経費

これまで地籍成果のデジタルデータ化を行い、効率的な事務を進めていましたが、昨今は不動産業者などに対する地籍関連の窓口業務が税務業務を圧迫していたことから、令和７年度より当該業務は業務上で親和性の高い国営農地推進室に移管します。

（１１）戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が３３人の減少、社会増減（転入・転出等）で１０２人増加し、令和６年末では前年比６９人増の５，５５１人となりました。

１世帯当たりの人数は１．７０人で前年度からほぼ横ばいとなっています。

外国人については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により平成１８年度以降急激に人口が増加していました。

令和２年度以降、新型コロナウイルスの影響から令和４年１月末は２８１人と減少に転じていましたが、コロナウイルス感染症の分類が変更されたことによる規制の緩和等で令和７年１月末は過去最高の１，０８７人となり、再び増加傾向となっています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
令和６年年度末	日本人	２，１７５人	２，２５３人	４，４２８人	２，３２５世帯
	外国人	４４９人	２８４人	７３３人	５７１世帯
	計	２，６２４人	２，５３７人	５，１６１人	２，８９６世帯
令和５年年度末	日本人	２，１８１人	２，２７５人	４，４５６人	２，３２５世帯
	外国人	４６１人	２４５人	７０６人	５６６世帯
	計	２，６４２人	２，５２０人	５，１６２人	２，８９１世帯

（１２）住民基本台帳ネットワークシステム事務

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構（通称Ｊ－Ｌｉｓ）」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報を徹底し厳格な運用に努めています。

・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況　（累計）　　（前 年 度）

令和７年３月末申請枚数	５，４６９枚	（４，７５８枚）
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数	４，９３８枚	（４，３２０枚）
令和７年３月末交付枚数	４，６９８枚	（４，１０６枚）

・令和５年３月からマルチコピー機を設置している全国のコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを使用した住民票、印鑑証明の取得ができるようになっています。

・コンビニ交付実績

種　　別	令和４年度	令和５年度	令和６年度
住　　民　　票	８	２４２	２８５
印　鑑　証　明	１１	１９８	２０７